

平成 30 年 12 月 14 日

株主各位

東京都千代田区神田駿河台二丁目 5 番地 1
御茶ノ水ファーストビル
株式会社エナリス
代表取締役 小林昌宏

臨時株主総会招集のための基準日設定公告

当社は、平成 30 年 12 月 31 日（月曜日）を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、平成 31 年 2 月開催予定の臨時株主総会において議決権を行使することができる株主と定めましたので公告いたします。

（注）KDDI 株式会社及び電源開発株式会社（以下「公開買付け者ら」といいます。）は、当社の平成 30 年 11 月 6 日付プレスリリース「KDDI 株式会社及び電源開発株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」に記載のとおり、公開買付け者らによる当社株券等に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立し、公開買付け者らが本公開買付けにおいて当社株式の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けにおける応募普通株式の総数が基準株式数（18,020,200 株）以上であることを条件に、当社株式の併合を行うこと（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会を、平成 31 年 2 月頃に開催するように当社に要請する予定とのことです。

株主名簿管理人 事務取扱場所
東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

以上